〈文献紹介〉

De Búrca and Scott eds.,
The EU and the WTO: Legal and Constitutional Issues

(Oxford, Hart Publishing, 2001, x+332 p.)

小林友彦

1. 1990年代前半,ほぼ同時期に成立した EU と WTO の間には,貿易分野を接点としてすでに多くの接触と衝突が見られる。WTO の方では,拡大しつづける地域経済統合が全世界的な自由化の推進を妨げるのではないかと懸念され,EU の方では,貿易自由化に特化する WTO の規則によって EU の共通の価値や目標が阻害される可能性が懸念されている。EC と GATT の間とは若干異なるこの関係を説明することは急務であり,それに果敢に取り組んだ共同作業の成果が本書である。はじめの 4 編が EU・WTO 間関係の理論的解明にあてられ,続く 8 編が,個別の論点を分析する。Weiler 編『EU,WTO と NAFTA』(2000)と比べて,理論的説明に正面から取り組みつつ,個別論点の分析も幅広い点が特長である。

内容に移る前に、本書の理論的核心である "constitution" という概念の取扱いを整理しておこう。多義的であり文脈に依存するため訳出は困難だが、本書では、「憲法」と訳するのが適切だと解する。このことは、後述する内容からのみならず、複数の論文で論敵として引用されている Howse & Nicolaidis 共著論文「正統性とグローバル・ガバナンス:なぜ WTO の憲法化が勇み足なのか」(2000)の文脈からも示される。この共著論文では第一に、近年盛んな「WTO の憲法化」の主張は「憲法」の通念と反すると批判される。EU においてさえ不十分である点で概念として確立しておらず、貿易自由化の優越性について合意がない現時点では、規範的にも不適切だと指摘する。第二に、けっきょく「正統性」が基礎となるならば、「憲法」概念に固有の意義はないと言う。本書は、この鋭い批判をふまえつつ再反論を試みているのである。

2. 第1章「EU 政策決定への WTO の影響」(de Búrca: 欧州法・ヨーロッパ大学院教授, Scott: 欧州法・ケンブリッジ大学講師)が, WTO 法が EC 法の解釈・適用にいかなる影響を与えているかに焦点を当てて, EU 内部の二つの実行と, WTO における実行を分析し, 本書の基調となる問題意識を示す。第一に, 直接効や直接適用可能性の有無にかかわらず WTO 法は複雑かつ微妙なかたちで EU に受容されていると分析し, たとえば EC 機関が WTO 法と整合しない措置をとろうとする際に少なくとも理由説明義務を負いうることを示唆する。第二に, WTO が多様な価値と適正手続に配慮していることを示して, Howse & Nicolaidis に反論するとともに, 熟議と開かれた対話の過

程を重視する民主政への契機を指摘する。貿易自由化とEUの共通価値とを調和的に推 進させる可能性を悲観視していない。

続く第2章「EUとWTO:新しい鍵としての立憲主義」(Walker:憲法・ヨーロッパ大学院教授)が、憲法概念を応用する意義を正面から論証する。まず、憲法は一様ではなく国家に占有されない点で「多元的」であり、複数の政体間に介在しうる点で「関係的」だと言う。この主張の背景には、国際社会が変容して、国内憲法と国家間の国際法だけでは国際関係の法的規律が充足されないという認識がある。

このような意味での憲法の構成要素は、①成熟した討議、②法の支配、③管轄権、④解釈権、⑤制度基盤、⑥人民、⑦代表性だと言う。各要素について検討した結果、EUのみならずWTOもかなり充足していると指摘する。Howse & Nicolaidisへの反論とは、「憲法」の有無を絶対的基準で判断するのは不適切だということである。実質的意味での憲法のあり方は一様ではなく、現にWTOでさえ相当の要素を満たしていると指摘する。また、欠けている要素(⑥および⑦)が明らかになったのは、今後の課題を示すものとしてむしろ概念設定の有益さを示していると説く。

第4章「欧州と国際的憲法: WTO において『コスモポリタン民主主義』を推進する時機」(Petersmann: 国際法/欧州法・ヨーロッパ大学院)は,個人の人権を基礎とする憲法秩序として WTO を改革すべきだと主張する。しかし,第3章「WTO と EU: 憲法としての比較」(Holmes: サセックス大学講師)は,Howse & Nicolaidis 説を支持して、ピータースマンの主張を反駁する。ただ,1章や2章とは対応しない。

3. 第5章 「基本権か政治的むら気か:WTO 法と ECJ」 (Peers: エセックス大学講 師)は、WTO 法の直接適用を拒む ECI の姿勢は権力政治の観点からは妥当だが、自由 な国際貿易を行う憲法的な人権が存在するならば正当化されないと指摘する。そのよう な基本権の存否を検討し、国際法上も国内法上も確認できなかったため、今のところ ECJ が判断を覆すべき法的理由は無いと結論づける。第6章「衝突, 共存, あるいは協 調? WTO 法と EU 法の関係の展望」(von Bogdandy: 公法他・ゲーテ大学教授, Makatsch・同大博士課程)は、ECJ がWTO 法の適用に消極的なのは、域内への効力 を制御することで EU の権限を補強するためだと分析する。他方で,間接適用は認めら れており,エルメス社事件判決によって直接適用さえ認める姿勢がある点で ECJ には 一貫性がないと指摘する。第8章「WTOとEUの配分政策:地域振興政策を題材に| (Cottier: 国際経済法・ベルン大学教授, Germann: 弁護士) は,一般国際法上の義務 とは別に、EU 構成国内の一地方に対する地域振興政策についても WTO の規律が及ぶ ようになっていることを明らかにする。それゆえ,EU の政策も,WTO との適合性を 維持して設計されるべきだと主張する。第9章「サービスの自由貿易の憲法的概念」 (Eeckhout: 欧州法・キングズカレッジ教授) は、国際的規律が物の貿易からサービス 貿易まで広がっていく経緯と制度運用について EC と WTO を比較する。とりわけ,サ ービス貿易の規律が個人の移動にかかわることに着目し、新たな個人権を創設する契機を有すると指摘する。第12章「EU 域内規制への WTO の影響:アスベスト事件研究」(Howse: ミシガン大学教授、Tuerk: 弁護士)は、民主的な国内規制を WTO が審査する「正統性」を分析する。重要な政策目的にもとづく保護主義的でない国内規制を WTO 法上で許容した点で、アスベスト事件において WTO は外的正統性を追求したと分析する。他方で、GATT/WTO の先例を実質的に変更したにもかかわらず先例の枠内に収まるように微妙な表現を用いた点で、内的な正統性(一貫性)も維持しようとしていると指摘する。

他方で、EUの憲法性に関わる分析もある。第7章「中立か差別か:WTOとEU対外貿易政策」(Cremona: 欧州取引法・ロンドン大学教授)は、域内で無差別原則を推進するECが域外との関係では逆である理由について、法的正当化はしがたいが、ECの存在意義に関わるために譲歩できないと理解を示す。そして、いっそう正統なEUの憲法的原則を確立するよう説く。第10章「文化貿易:国際法制度と、EUにおける憲法的価値」(de Witte: ヨーロッパ大学院教授)も、違法な輸出入から文化財を保護するための規制は、より高い価値を実現するための措置であり、WTOの規律に縛られるべきでないと主張する。第11章「はたして自由貿易や公正貿易といったものがあるのか?:国際貿易が欧州文化形態に与える影響の憲法的分析」(Poiares Maduro: リスボン新大学教授)は、自由貿易と公正貿易は二律背反ではなく、制度選択に関する社会的自己決定の問題だと再構成すれば調和的に把握できると言う。このような自己決定の問題は、代表制や参加についての憲法的議論に関わる。また、国際的自由貿易制度が国内的社会政策に与える憲法的影響に注目し、自由貿易は各国の憲法的な自己決定を尊重すべきだとしつつも、そのような自己決定の形式や場に変化が生じていることから、国際貿易に関する憲法枠組の創設が求められていると指摘する。

4. 本書は、直接効の問題等に偏りがちだった EU-WTO 関係を包括的に把握しようとする有益な問題提起だと評価できる。「憲法」概念を国家性から解き放ち、WTO と EU を同時に規律する上位秩序としてではなく、相互作用と熟議の過程として定式化した点は興味深い。

表題が疑問符で飾られた論文が散見されるとおり、未完成な部分も多い。まず、概念を幅広く設定したことで内容が希薄化した感がある。「正統性」や「レジーム」も、法的拘束力に依存せず、国家中心的でもなく、関係的な概念であるため、それらと異なる独自の意義が明確でない。「民主政」との関係も不明である。とはいえ「憲法」概念は、法律概念である一方で、法と政治の統合を本質的に含意している。少なくとも EU 法学では議論の土壌があるので、EU 法学と国際法学の境界分野では有効だろう。十年前ならば一笑に付されただろうが、法律学が用いうる古くて新しいツールかもしれない。また、実質的規範内容を検討する際に、「正統性」概念よりも実体的・手続的な要素を特

172 文献紹介

定しやすいかもしれない。本書は、「憲法」概念が実証分析に耐えうるものとなる可能 性を示している。

良い概念設定とは、論点を浮き彫りにし、深い分析に入ることを可能にし、無意識的 に抱いていた前提を考え直す機会を与えるものであろう。本書はその一例だと言える。 (京都大学大学院法学研究科博士後期課程)